

## ヒノデキッズとうじょう保育園従業員枠利用実施要領

令和5年4月1日

ヒノデキッズとうじょう保育園

- (1) 利用定員枠の設定 利用定員 18 名のうち従業員枠 9 名  
従業員枠 9 名を超えて利用することは可能。  
但し地域枠 9 名を超えることはできない。
- (2) 対象法人
  - ① 社会福祉連携推進法人 日の出医療福祉グループの社員及び賛助会員  
(社員)  
社会福祉法人 日の出福祉会  
社会福祉法人 博愛福祉会  
医療法人社団 奉志会  
(賛助会員)  
社会福祉法人 神戸日の出会  
社会福祉法人 はりま福祉会  
NPO 法人 のじぎく高砂  
株式会社 PRIME
  - ② その他グループ会社  
キング醸造株式会社  
株式会社 ロイヤルサイエンス  
ジョイスリー 株式会社
- (3) 利用対象者
  - ① 上記法人の職員と同居する 2 親等以内の 3 号認定が取得できるこども。  
(3 号認定が取得できない場合でも児童育成協会が入園許可する場合はその限りではない)
- (4) 利用内定の方法  
従業員枠利用調整基準に従いポイントの高い順に利用の内定をする。
- (5) 利用者負担額保育料
  - ① 従業員枠の保育料は事業所負担とする。
  - ② 利用契約書・重要事項説明書に定められた保育料に基づき、ヒノデキッズと

うじょう保育園から各事業所に毎月請求する。

- ③ こどもと同居する2親等以内の職員が2人以上法人に勤務している場合、按分して請求する。

①：②：③＝3：2：1の比率で計算し、按分する。（10円単位で切り上げる。ただし、按分した2人の合計金額が保育料を超えないように一方で調整する。）

按分計算したことにより補助金額が各雇用契約の補助上限金額に満たない場合で不利益となる場合は、再計算する。

按分するときは必ず本部総務部へ保育料補助額等を確認すること。

★①週30時間以上勤務する常勤職員②週20時間以上30時間未満勤務する職員③週20時間未満勤務する職員

- ④ 第2子以降の産前産後休暇中または育児休業中に引き続ききょうだいを預ける場合の利用者負担額保育料については職員負担とする。こどもと同居する2親等以内の職員が2人以上法人に勤務し、育児休業を取得する場合の具体的な按分方法については別表1を参照とする。（10円単位で切り上げる。ただし、按分した2人の合計金額が保育料を超えないように一方で調整する。）
- ⑤ 職員は、産前産後休暇または育児休業を取得する際には必ず園へ連絡すること。連絡が遅れ保育料が事業所負担となった場合、遡及して職員に請求する。
- ⑥ 保育料は、児童育成協会が見直しを実施した場合変更することがある。

#### (6) 入園までの流れ

- ① 職員は事業所に入園申込書（別添）を提出する。  
（事業所は、ヒノデキッズとうじょう保育園へ電話で空枠を確認する。）
- ② 事業所はヒノデキッズとうじょう保育園へ入園申込書を送付。  
ヒノデキッズとうじょう保育園は従業員枠の利用定員を確認し利用調整を実施。  
利用内定を事業所及び職員に通知する。（入園内定通知書発行）
- ③ 利用内定を受けた職員は居住する市町村へ認定申請書を取りに行き、必要書類（詳細は各市町村へ問い合わせください）を添付し、ヒノデキッズとうじょう保育園へ書類を提出する。
- ④ 職員とヒノデキッズとうじょう保育園の間で契約書・重要事項等の説明を受け利用契約を締結し利用開始する。

⑤ 園は従業員枠を利用している職員の名簿を、月に 1 回総務部へ提出すること。

(7) ならし保育について

- ・入園当初、お子様が園の環境に慣れるまでの必要な期間、ならし保育を行う。2 時間程度ならし保育を実施し、徐々に時間を延ばしていき期間は 1 週間を目安とする。

(8) ならし保育期間中の保育料取扱いについて

- ・職員のお子様が入園する場合（育児休暇復帰等を含む）  
保育料は事業所負担とする
- ・入職と同時にお子様が入園する場合  
保育料は事業所負担とする。
- ・入職前にお子様がならし保育の為に入園する場合（3 号認定を入職前に取得）ならし保育料は免除とする。

\*参考：行政の指導で「入職・育児休暇復帰は入園後 1 ヶ月以内に勤務開始しなければいけない」となっております。

(9) 従業員枠利用調整基準

保育を必要とする事由やその他の状況に応じた（1）「基本点数」（2）「調整点数」（3）雇用形態点数（4）事業所点数の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。

\*上記合計点数の合計が同一点数の場合は「基本点数」が高い世帯の児童を優先します。

① 基本点数（満点 200 点）

保育を必要とする事由に従い設定します

- ・父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本点数を設定します。
- ・父母それぞれの点数の合算を基本点数とします。
- ・ひとり親世帯については、当該ひとり親の点数と 100 点との合算を基本点数とします。
- ・父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の事由を採用する。

② 調整点数（満点 30 点）

保育の代替手段・世帯の状況に応じて加減点します。

③ 雇用形態点数（満点 60 点父母各々）

雇用契約書上の勤務時間に応じて雇用形態点数を設定します。

④ 事業所点数（満点 50 点）

事業運営上必要な人材であると事業所が認めた場合

基本点数（満点 200 点）

事由	基本点数	状況
① 就労	100	月 20 日以上かつ週 40 時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている。
	90	月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている。
	80	月 16 日以上かつ週 24 時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている。
	70	月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上働いている。
	60	上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている。
② 妊娠 出産	60	母が出産又は出産予定日の前後 8 週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する場合
③ 保護者の 疾病	100	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養中で保育が困難な場合。
	70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
④ 保護者の 障害	100	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、療養手帳 A の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	80	身体障害者手帳 3～4 級、療育手帳 B 1 の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。
	60	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療養手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合。
⑤	90	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのた

親族の介護 看護		め月 20 日以上かつ週 40 時間以上保育が常時困難な場合。
	8 0	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月 20 日以上かつ週 30 時間以上保育が常時困難な場合。
	7 0	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月 16 日以上かつ週 24 時間以上保育が常時困難な場合。
	6 0	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月 16 日以上かつ週 16 時間以上保育が常時困難な場合。
	5 0	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月 64 時間以上保育が困難な場合
⑥ 災害復旧	1 0 0	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
⑦ 求職活動	7 0	月 20 日以上かつ週 40 時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上の仕事に内定している。
	6 0	月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上の仕事に内定している。
	5 0	月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上の仕事に内定している。
	3 0	上記には該当しないが、月 64 時間以上の仕事に内定している。
	2 0	求職中

調整点数（満点 30 点）

事由	調整 点数	状況
⑧ 保育の 代替手段	▲ 3	児童を同居の親族もしくは祖父母に預けることが可能な場合
	▲ 5	保育所等を利用中の場合（転居・転勤により、やむをえず転所の申込をする場合は除く）
⑨ 世帯 の状況	3 0	ひとり親世帯

雇用形態点数（満点 30 点）

事由	雇用形態 点数	状況
雇用形態	30	週 30 時間以上勤務する職員
	20	週 20 時間以上 30 時間未満で勤務する職員
	10	週 20 時間未満勤務する職員

事業所点数（満点 50 点）

事由	事業所 点数	状況
事業所権限	50	事業運営上特に必要な場合

\*職員と同居する 2 親等以内の 3 号認定が取得できるこどもであること。

\*該当の園に勤務する職員は、自身の所属園にこどもを預けることはできません。姉妹園でお申し込み願います。

## ヒノデキッズとうじょう保育園従業員枠利用実施要領 別表1

3号認定が取得できるこどもと同居する2親等以内の職員が2人以上法人に勤務し、  
育児休業を取得する場合の利用料補助額 按分方法  
事業所負担額37,100円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 30 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	18,550円	18,550円
A 出勤 B 育児休業	37,100円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	37,100円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

事業所負担額37,100円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	22,260円	14,840円
A 出勤 B 育児休業	37,100円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	37,100円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

事業所負担額37,100円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	27,830円	9,270円
A 出勤 B 育児休業	37,100円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	37,100円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

事業所負担額37,100円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	18,550円	18,550円
A 出勤 B 育児休業	37,100円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	37,100円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

事業所負担額37,100円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	24,730円	12,370円
A 出勤 B 育児休業	37,100円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	37,100円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

事業所負担額37,100円

	週 20 時間未満勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	18,550円	18,550円
A 出勤 B 育児休業	37,100円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	37,100円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし



# 入園申込書兼希望届

ヒノデキッズとうじょう保育園園長殿

令和 年 月 日

\*申込受付後、利用希望者が事業の受入能力を上回り全員の利用が困難である場合は各事業所が定めた基準に基づく優先順位に従って利用調整（選考）を行います。  
選考後、利用調整（選考）の結果をお知らせします。

①

所属法人 :  
所属事業所名 :  
申込者（職員名） :  
住所 :  
電話番号 :

\*園記入欄 保育料補助額 ①全額 ②

按分計算する場合は本部総務部へ確認すること

\*夫婦で対象法人に勤務する場合は、②も記入してください。

②

所属法人 :  
所属事業所名 :  
申込者（職員名） :  
住所 :  
電話番号 :

\*園記入欄 保育料補助額 ①全額 ②

按分計算する場合は本部総務部へ確認すること

\*第2子以降の産前産後休暇中または育児休業中に引き続き兄弟を預ける場合の利用者負担額保育料については職員負担とする。

\*職員は、産前産後休暇または育児休業を取得する際には必ず園へ連絡すること。

## (1) 入園希望者記入欄

利用児童氏名	令和 年 月 日生
利用開始希望日	令和 年 月 日
利用を希望する時間	(平日) 時 分 ~ 時 分

	(土曜) 時 分 ~ 時 分
保育するうえで注意してほしい事項	
母親の状況 該当する箇所に○を記入 ください	① 勤務中 産休中 育休中 その他 ( ) ② 出産予定日 年 月 日 産休後の予定 育休取得 仕事復帰 仕事復帰予定日 年 月 日
現在の保育状況	① 自宅でみている (父・母・祖父・祖母・親族) ② 職場につれていく ③ 親族宅でみている ④ 保育施設等 施設名 ( ) 利用曜日 毎週 (月 火 水 木 金 土 日) 不定期で週 日 利用時間 時 分 ~ 時 分 ⑤ その他 ( )

(2) 事業所内保育所利用理由調査票

下記要件に該当する箇所に○を記入下さい

事由	基本点数	状況	父	母
① 就労	100	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている。		
	90	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている。		
	80	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている。		
	70	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上働いている。		
	60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている。		
② 妊娠 出産	60	母が出産又は出産予定日の前後8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合		
③ 保護者	100	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養中で保育が困難な場合。		

の疾病	70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。		
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。		
④ 保護者の障害	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療養手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。		
	80	身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。	父	母
	60	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療養手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合。		
事由	基本点数	状況		
⑤ 親族の介護 看護	90	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合。		
	80	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月20日以上かつ週30時間以上保育が常時困難な場合。		
	70	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月16日以上かつ週24時間以上保育が常時困難な場合。		
	60	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月16日以上かつ週16時間以上保育が常時困難な場合。		
	50	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月64時間以上保育が困難な場合		
⑥ 災害復旧	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。		
⑦ 求職活動	70	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。		
	60	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。		
	50	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。		

	30	上記には該当しないが、月 64 時間以上の仕事に内定している。		
	20	求職中		
⑧ 保育の 代替手段		児童を同居の親族もしくは祖父母に預けることが可能な場合		
		保育所等を利用中の場合（転居・転勤により、やむをえず転所の申込をする場合は除く）		
⑨ 世帯 の状況	30	ひとり親世帯		